一般社団法人 大阪府私立幼稚園連盟事務センター

支援の輪に集まってみよう会 会則

（名称）

第 1 条 この会は、一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟事務センター支援の輪に集まってみよう会（以下「この会」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 この会は、事務所を大阪市都島区網島町6番20号に置く。

（目的）

第 3 条 この会は、子どもへの支援について、事例を持ち寄り、お互いに意見交換し、世話人のアドバイスを受けながら、将来、自立した人材育成に取り組むことを目的とする。

（活動内容）

第 4 条 この会は、1年間（3月～翌年2月まで）を通じて目的を達成するために活動し、参加者は、発表を行う。

（参加資格・要件）

第 5 条 この会の参加資格は、目的に賛同する法人とする。

（1）一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟事務センターの会員

（2）一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟事務センター会員に紹介された法人

2 実施日には法人の教職員は複数参加できる。

（入会）

第6条 この会に入会しようとする場合は、入会申込書に必要事項を記入の上、入会金を添えて申し込むものとする。

（入会金）

第 7 条 入会金は、10,000円（税別）とする。

（退会）

第8条 会員は、退会届をこの会に提出することで、いつでも退会することができる。

（会費その他の拠出金品の不返還）

第9条 前条により退会した場合は、既に納入した入会金の返還を受けることができない。

(組織)

第 10条 世話役は5名以内とし、一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟事務センター代表理事が委嘱する。

2 世話人の互選により、世話人会に会長を置く。

3 会長は、一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟事務センターの代表理事と協力して運営し、定期的に情報共有しなければならい。

(会則の改廃)

第 11条 この会則の改廃は、一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟事務センター代表理事と世話人会の協議により行うものとする。

(特記)

この会は、一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟事務センター創立50周年の記念事業の位置づけとし、運営費の一部を支出する。

附則

この会則は、令和8年1月1日から施行する。